

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

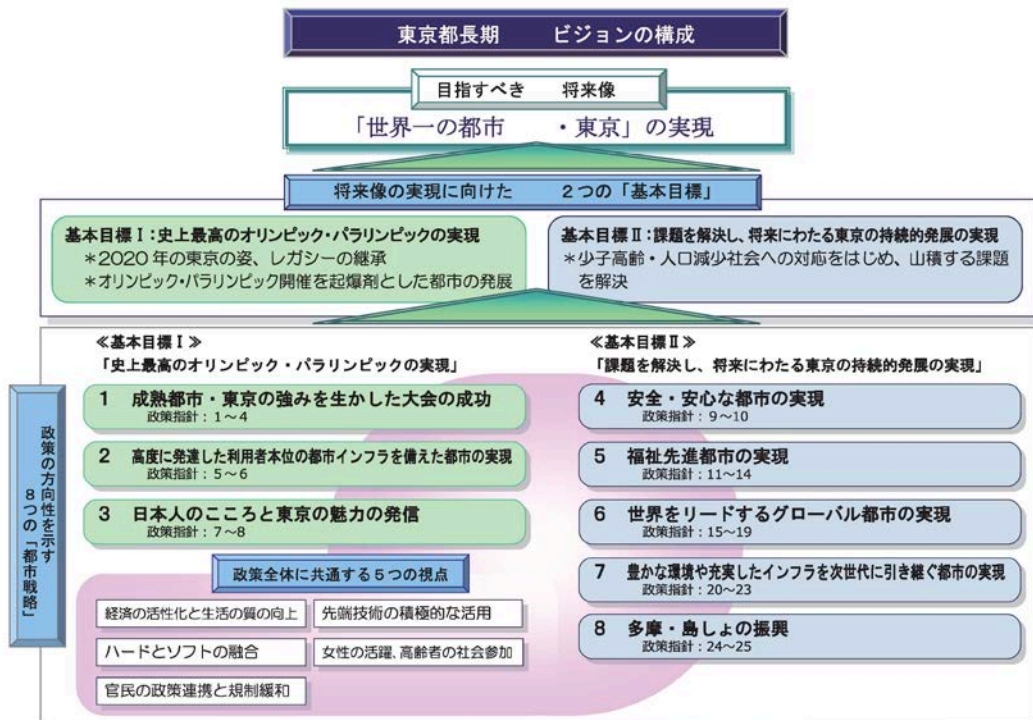


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 選手村の計画の目的及び内容

4.1 目的

東京2020大会の選手村は、選手の宿泊施設等のほか仮設工作物を整備するものである。

4.2 内容

4.2.1 位置

東京2020大会の選手村の位置は、中央区晴海四丁目及び五丁目地内に計画されている。このうち、宿泊施設等は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり中央区晴海五丁目地内にあり、事業区域面積は約180,000m²である。

計画地北側は中央清掃工場、建設中の東京都市計画道路幹線街路環状第二号線等に面しており、北西側は朝潮運河、南西側は晴海ふ頭公園、南側は晴海客船ターミナル、南東側は晴海運河に面している。

4.2.2 地域の概況

平成27年3月1日現在の中央区の人口は約14万人であり、世帯数は約8万世帯である。また、会場エリアのある晴海四丁目及び五丁目の合計の人口は約1,800人、世帯数は約900世帯である。¹

昼間人口は中央区が約60万人、晴海四丁目は約500人、晴海五丁目は約500人である。中央区全体や晴海四丁目では就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が常住地による人口(夜間人口)を大きく上回っている。一方で、晴海五丁目では大部分が低未利用地であり、昼間人口が夜間人口に比べ低い地域となっている。²

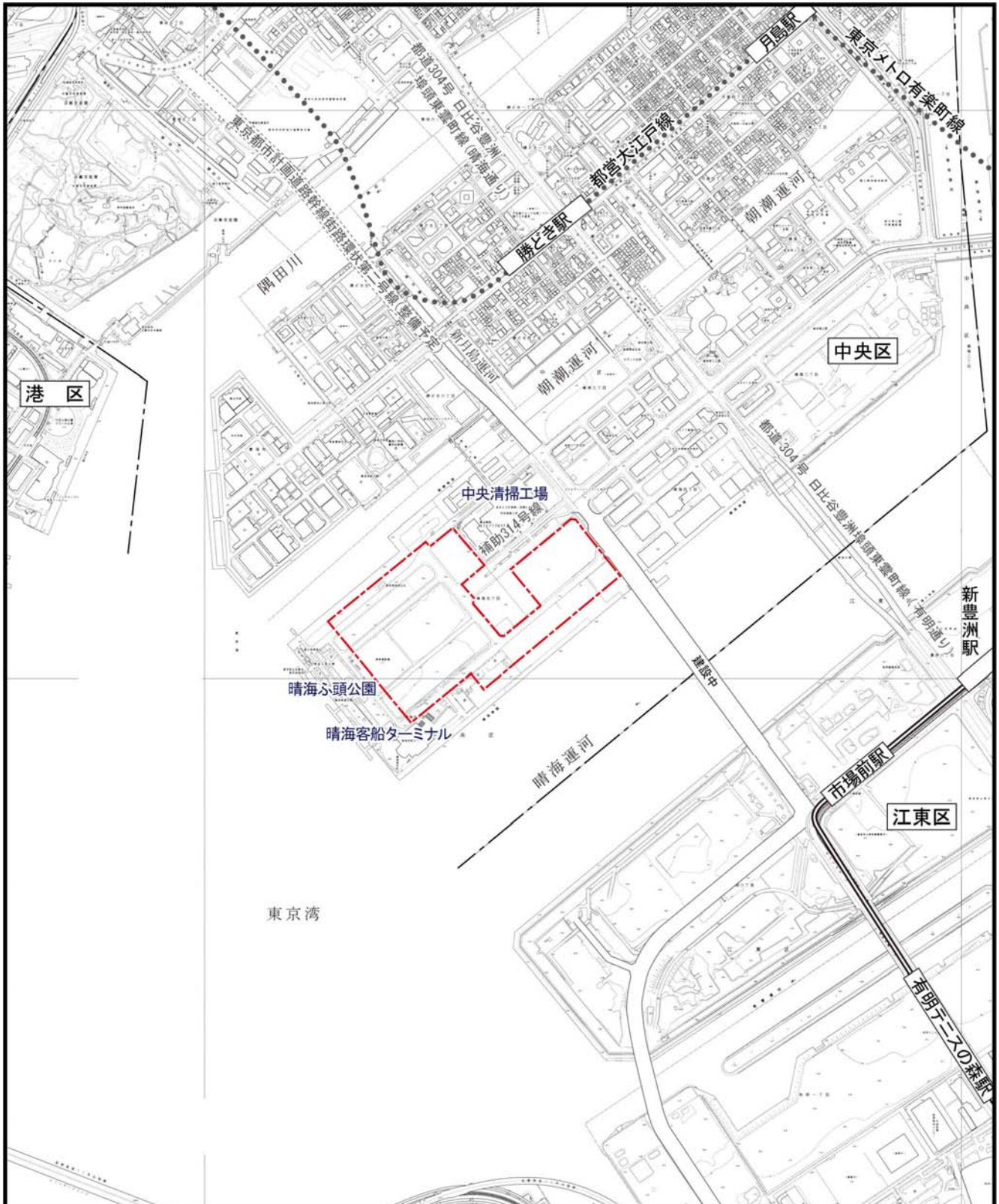
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、中央区では卸売業、小売業の事業所が約1万事業所、従業者数が約20万人と最も多く、晴海四丁目においては運輸業・郵便業の事業所が15事業所、従業員数が約330人、晴海五丁目においては運輸業・郵便業の事業所が3事業所、従業員数が約70人と最も多くなっている。³

¹出典：「町丁目別世帯数男女別人口（平成27年3月1日）」（平成27年3月3日参照 中央区ホームページ）
<http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/tokeiderta/zinko/tyotyomebetuzinko/26tyoutyoumokubetuzinnkou.html>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年3月3日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成21年経済センサス-基礎調査」（平成27年3月3日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036783>

4. 選手村の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 区界
- ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）
- 地下鉄

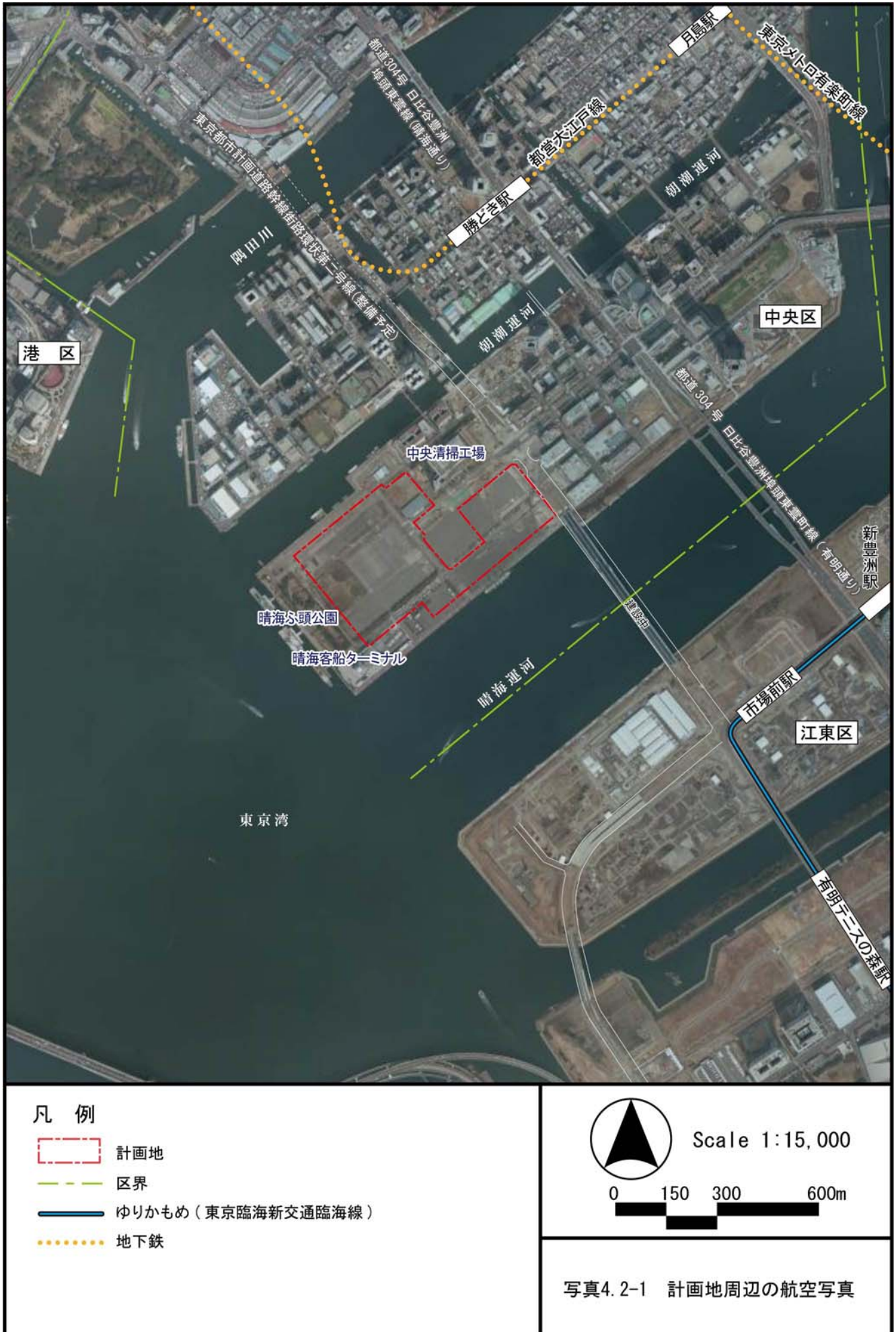


Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図4.2-1 計画地位置図

4. 選手村の計画の目的及び内容



出典：NTT 空間基盤情報

4.2.3 事業の基本構想

選手村のゾーニングは、宿泊施設等からなる「居住ゾーン」、オリンピック・パラリンピックファミリーやメディア関係者、居住者の関係者が訪れる「オリンピックビレッジプラザ」、ゲストパスセンターやメディアセンターを配置する「運営ゾーン」に区分され、詳細については今後大会組織委員会が検討を行う。

4.2.4 計画の変更理由及び概要

本計画は、平成 27 年 3 月 26 日に評価書案、平成 27 年 12 月 21 日に評価書をそれぞれ公表した。

また、平成 27 年 3 月に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」）の選手村及びレガシーについて、都と共同して検討する事業協力者が決定し、選手村の確実な整備や誰もがあこがれ、住んでみたいと思えるまちの実現に向け、検討を進めてきた。この結果、「2020 年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－」（平成 27 年 12 月 東京都）が公表された。

これを踏まえた、設計の進捗による建築計画の見直しの結果、表 4.2-1 に示すとおり、大会期間中に宿泊施設として一時使用する 5-3、5-4、5-5 及び 5-6 街区の計画建築物の配棟、建物形状、計画戸数等を変更するとともに、設計の進捗により 5-7 街区に関連施設を建設することになったため工事工程を変更する。（変更内容の詳細は、資料編 p.1 参照）。

表 4.2-1 主な変更内容及びその理由の概要

項目	変更内容及びその理由の概要
(1) 建築計画	設計の進捗による事業計画の見直しに伴い、5-3、5-4、5-5 及び 5-6 街区の配棟、棟数、階数、建物形状、計画戸数、延床面積、建築面積を変更するとともに、5-7 街区に関連施設を建設する。
(2) 施工計画	設計の進捗により 5-7 街区に関連施設を建設することになったため工事工程を変更する。

なお、仮設工作物の配置計画は現在検討中であることから、会場の区域については記載していない。

4.2.5 事業の基本計画

(1) 配置計画

選手村の配置計画については、図4.2-2に示すとおりである。仮設工作物の配置計画については、現時点では未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

また、宿泊施設として一時使用する5-3、5-4、5-5及び5-6街区の計画建築物及び5-7街区の関連施設の概要は、表4.2-2に、断面計画図は、図4.2-3に示すとおりである。

表4.2-2 宿泊施設等の概要

項目	概要	
街区	5-3街区	5-4街区
敷地面積	約26,300m ²	約23,600m ²
建築面積	約8,100m ²	約7,900m ²
最高高さ	約60m	約60m
階数・棟数	地上17階、地下2階・2棟 地上15階、地下2階・2棟 (供用棟： 地上1階・1棟を含む)	地上18階、地下1階・3棟 地上14階、地下1階・2棟
構造	RC造	RC造

項目	概要		
街区	5-5街区	5-6街区	5-7街区
敷地面積	約37,400m ²	約35,200m ²	約11,400m ²
建築面積	約13,000m ²	約11,000m ²	約7,500m ²
最高高さ	約60m	約60m	約35m
階数・棟数	地上18階、地下1階・2棟 地上16階、地下1階・1棟 地上14階、地下1階・3棟	地上18階、地下1階・2棟 地上16階、地下1階・1棟 地上14階、地下1階・3棟	関連施設： 地上4階、地下1階・1棟
構造	RC造	RC造	S造

注) 5-5、5-6街区の建築面積には、超高層タワーの建築面積を含む。

4. 選手村の計画の目的及び内容

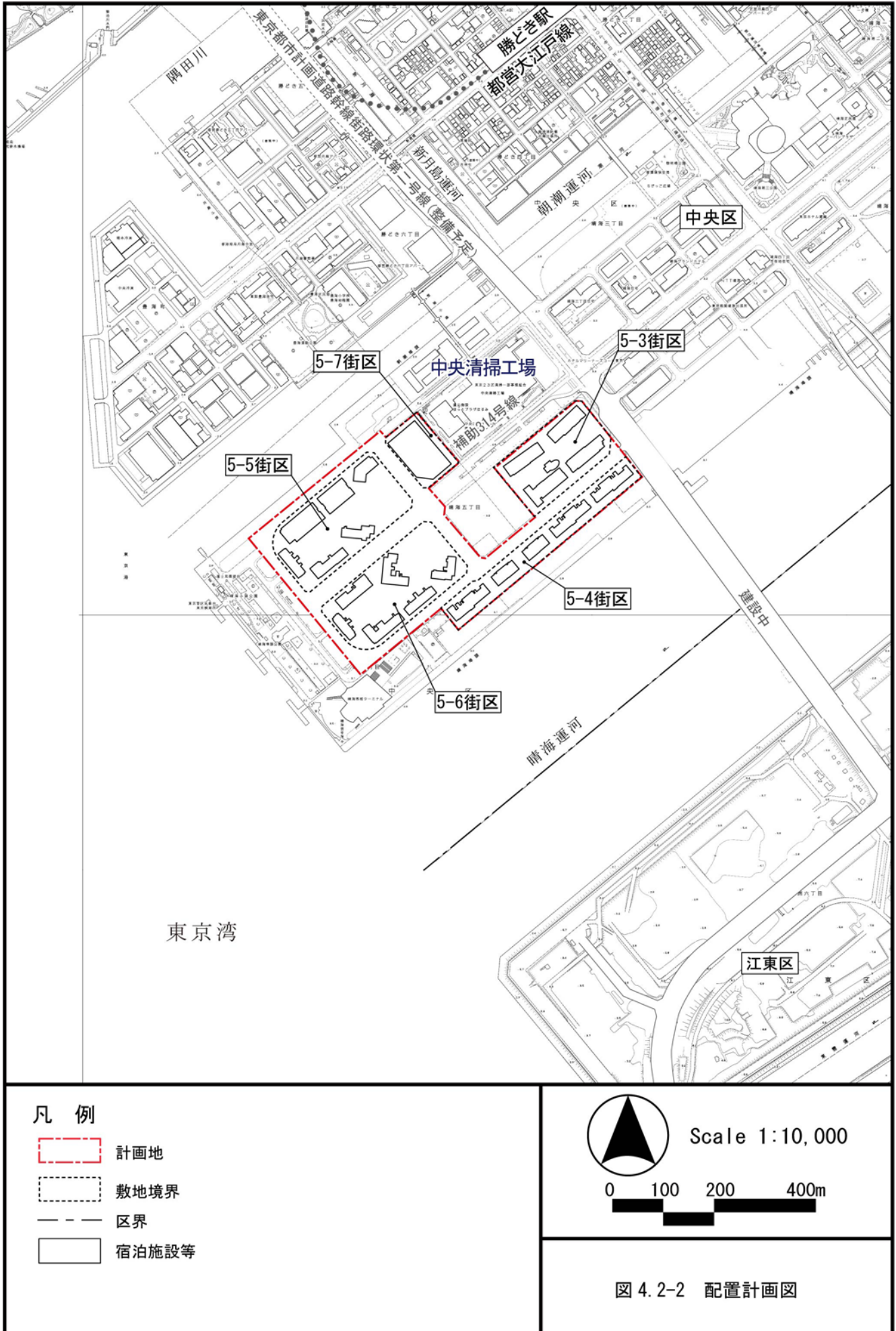


図 4.2-2 配置計画図

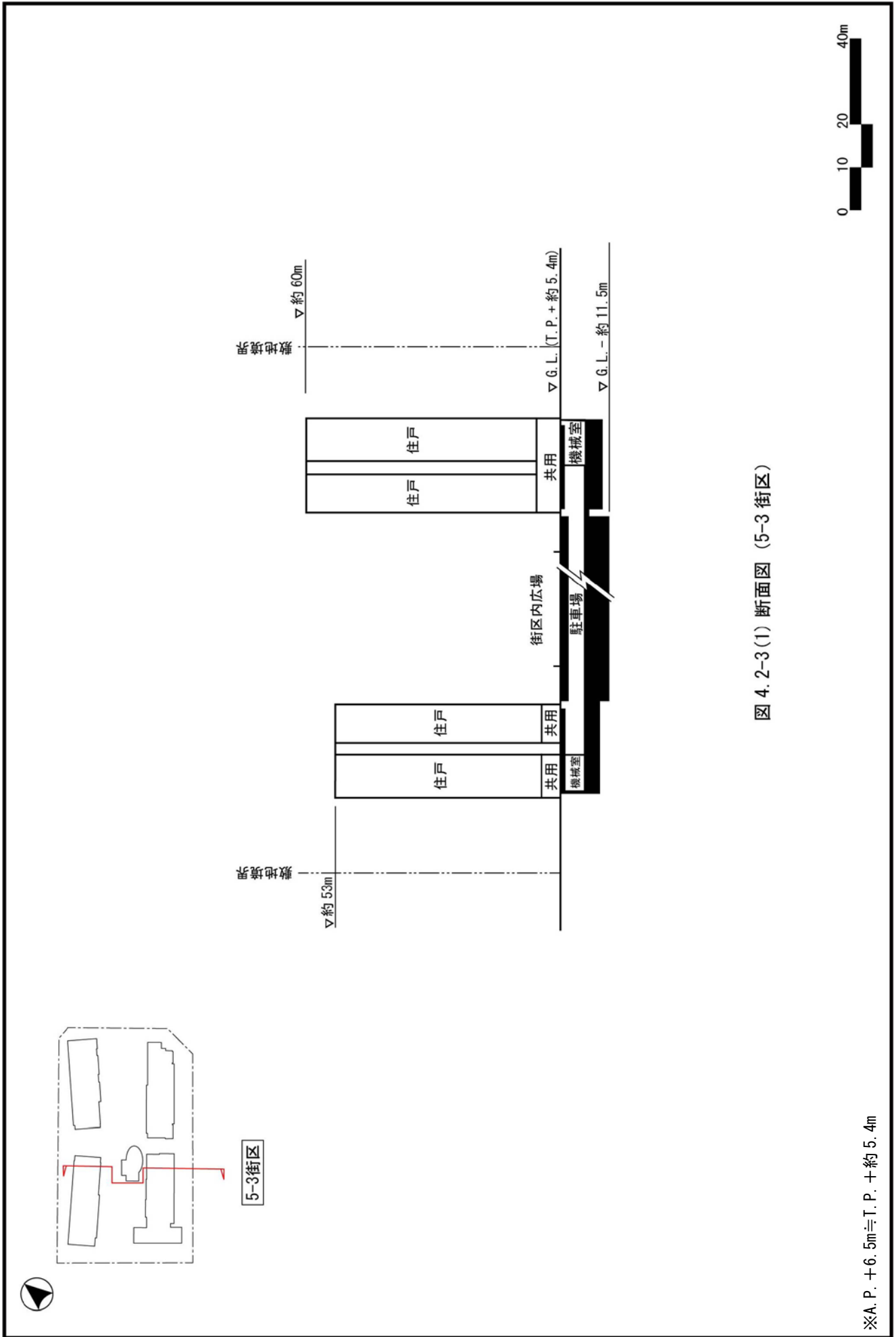
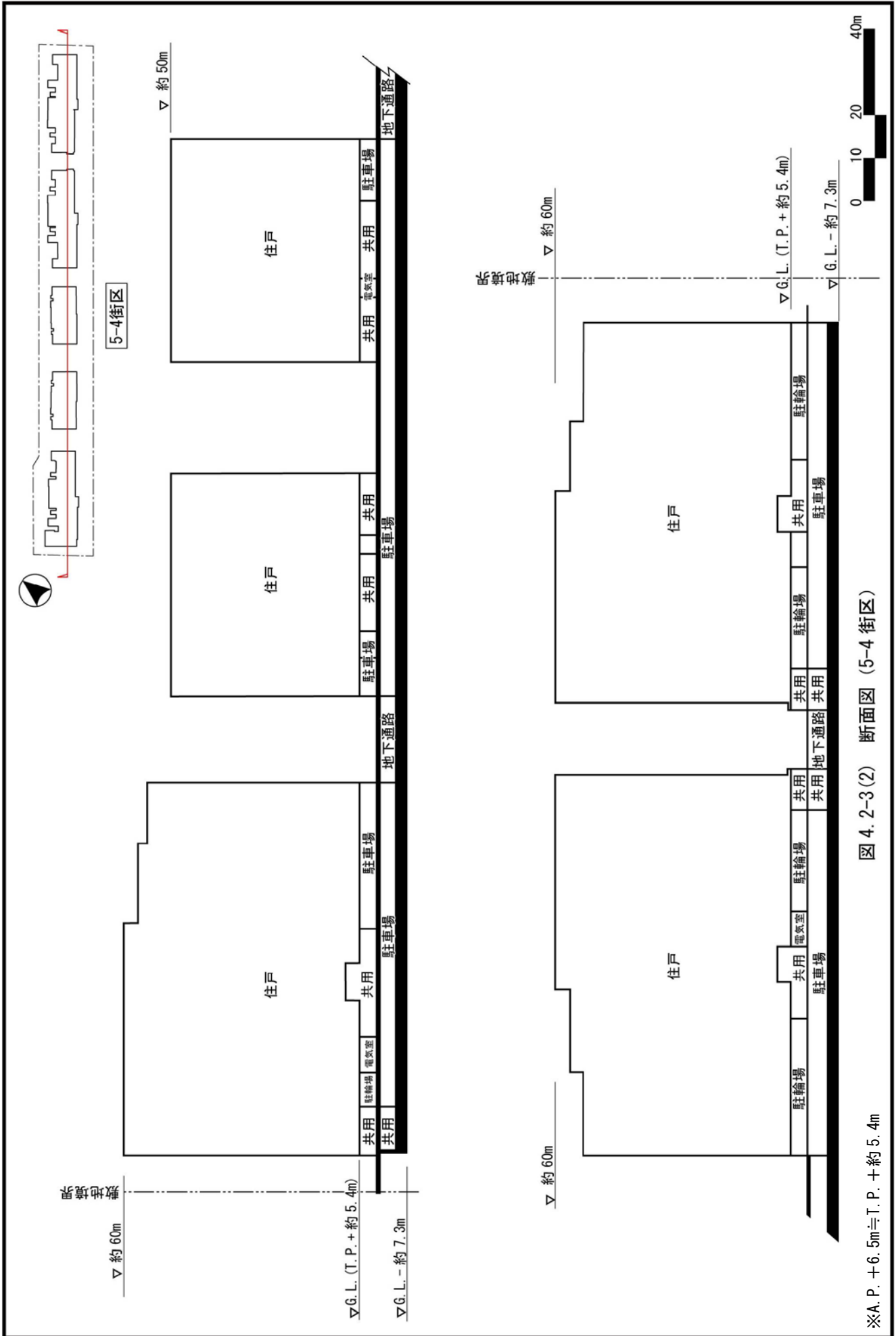


図 4.2-3(1) 断面図 (5-3 街区)

※A.P. + 6.5m ≒ T.P. + 約 5.4m

注) 図面は、東京 2020 大会後の用途であり、大会時における使用用途は今後検討を行う。

4. 選手村の計画の目的及び内容



注) 図面は、東京2020大会後の用途であり、大会時における使用用途は今後検討を行う。

4. 選手村の計画の目的及び内容

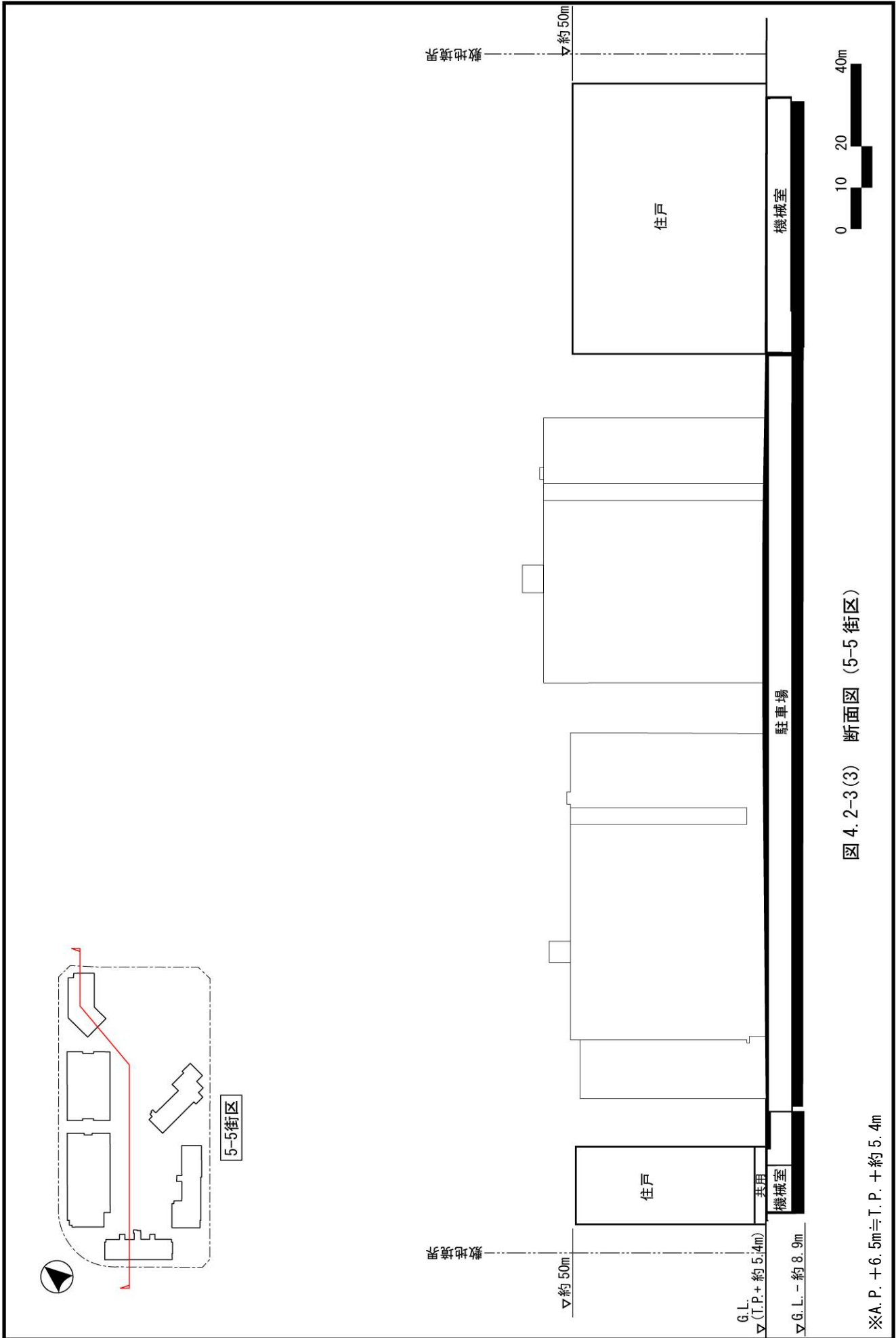


図 4.2-3(3) 断面図 (5-5 街区)

※A. P. + 6.5m ≒ T. P. + 約 5.4m

注) 断面は、東京 2020 大会後の用途であり、大会時における使用用途は今後検討を行う。

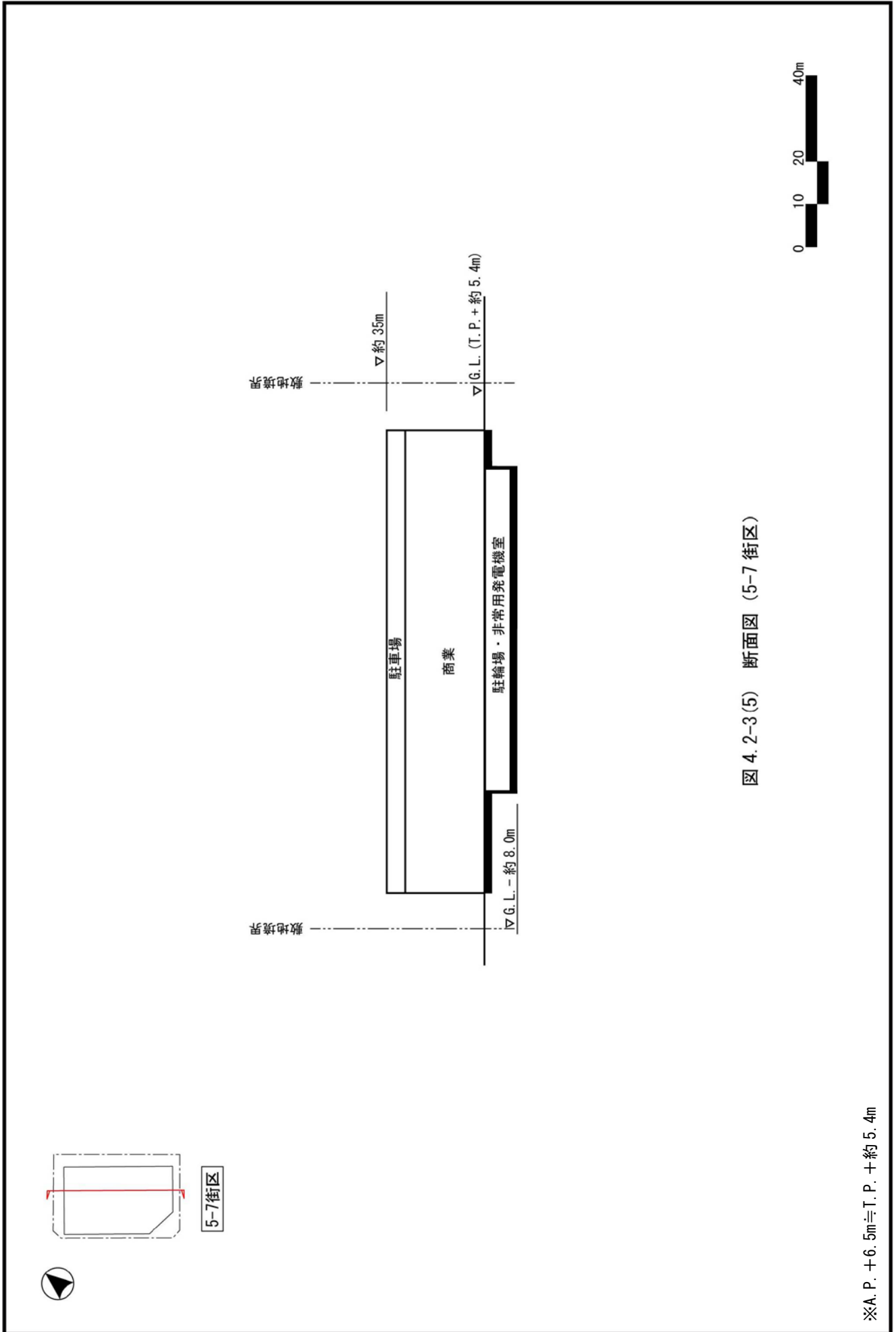


図 4.2-3(5) 断面図 (5-7 街区)

※A. P. + 6.5m ≒ T. P. + 約 5.4m

注) 図面は、東京 2020 大会後の用途であり、大会時における使用用途は今後検討を行う。

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

東京2020大会における関係車両の発生集中交通量及び自動車動線計画は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(3) 駐車場計画

東京 2020 大会における自動車駐車場は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(4) 歩行者動線計画

東京 2020 大会におけるアスリート等の歩行者の出入動線は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(5) 設備計画

上水は公共水道から供給を受け、汚水は公共下水道に放流する計画である。雨水については、既存の雨水管の機能更新を図るとともに、新設の雨水管を整備し、直接海域に放流する計画とする。また、汚水について排水槽を設置する場合には、街区ごとに地下に設置することとし、東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」（平成16年12月 東京都）及び「ビルピット臭気対策マニュアル」（平成21年3月 東京都環境局）に基づき管理するとともに、公共下水処理場の負荷低減を図る。熱源計画については、電気又は都市ガスのいずれかによる個別熱源方式等が想定されるが、詳細については、今後検討する。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事及び改修・改装工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

開催期間中に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年中央区条例第26号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

東京 2020 大会の選手村の植栽については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

4.2.6 施工計画

(1) 工事工程

選手村の整備のうち、街区内の道路や下水道等のインフラを整備する基盤整備工事は、東京都が施工する。また、宿泊施設等として一時使用する施設については、特定建築者制度⁴を活用して、民間事業者が建築主体となり建物の整備を進めていく予定である。基盤整備工事及び宿泊施設等の建築工事の施工計画は、表4.2-3に示すとおり、全体で45か月を予定している。なお、設計の進捗により5-7街区に関連施設を建設することになったため工事工程を変更する。

宿泊施設等の内装工事及び選手村の仮設工作物は、大会組織委員会が施工する予定であるが、施工計画については未定である。

表 4.2-3 全体工事工程

工種 / 月		5	10	15	20	25	30	35	40	45
基盤整備工事		■			■					■
宿泊施設	準備・仮設工事	■		■						
	基礎工事			■						
	山留工事			■						
	掘削工事			■						
	地下躯体工事				■					
	地上躯体工事					■				
	仕上・設備工事					■				
盛土・外構工事						■				
関連施設	準備・仮設工事					■				
	基礎工事					■				
	山留工事						■			
	掘削工事						■			
	地下躯体工事							■		
	地上躯体工事							■		
	仕上・設備工事							■		
盛土・外構工事		■							■	
仮設工作物・宿泊施設等内装工事						(未定)				

(2) 施工方法

基盤整備工事及び宿泊施設等の施工方法は、以下に示すとおりである。

1) 基盤整備工事

計画地内の既存道路の舗装版撤去、道路盛土工事、下水工事、街築・車道舗装工事、埋設工事及び歩道舗装工事を行う。また、計画地内の建築敷地に残る舗装版の撤去及び整地を行う。撤去及び整地作業においては、必要に応じて散水等の防じん対策を実施する。

2) 建築工事

ア. 準備・仮設工事

各工事区域の外周に防音壁を兼ねた鋼製仮囲い(高さ3m)を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

⁴施設建築物の建築等を施行者に代わり、民間事業者等を実施させることができる制度。この制度により、民間事業者の資金力とノウハウ等を積極的に活用できるようになり、より魅力的で処分性の高い建物を建築し、事業を円滑に推進することができる。

工事に先立ち、土壌汚染の状況について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第117条及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条に基づく調査を行う。

イ. 基礎工事

一部の地盤については、地中に杭状の砂杭を構築する工法（静的締固め砂杭工法）を採用し、処理を行う。三点式杭打機にてケーシングパイプを回転させながら地中に貫入し、所定深度まで貫入後にケーシングパイプ内の砂を排出し、排出した砂と周囲の地盤を締め固める。改良深さは現状G.L.（T.P.+約2.9 m）から、-約16.0mまでとする。

基礎杭は、杭打機を使用し、場所打ちコンクリート杭を施工する。

なお、杭工事における重機は、低騒音、低振動型を極力採用し、敷地外周部での作業においては周辺への泥水等の飛散がないよう、シート等で飛散防止対策を行う。また、周辺地盤状況を十分に確認しながら施工する。

ウ. 山留工事

山留には掘削工事時の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性の高い鋼矢板工法（シートパイル工法）を用いる計画である。これらの山留壁は周辺地域の地下水位低下と地盤沈下を防止するため、透水性の低い難透水層である有楽町層下部粘土層まで構築する。山留長さは現状G.L.（T.P.+約2.9m）から-約12～14mまでとする。

エ. 掘削工事

現状G.L.（T.P.+約2.9m）から-約6～8mまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はバックホウ、クラムシェル等を用いて、ダンプトラックに積み込んで搬出する。

なお、ダンプトラックのタイヤ等に付着した泥土等が場外道路に飛散しないよう、各出入口において高圧洗浄機等で洗車を行う。また、シートによる荷台カバー等により、荷台からの土砂の落下防止及び粉じんの飛散防止に努める。また、土工事開始時から埋戻し終了時まで一部発生する湧出水、雨水については、山留壁の内側で釜場工法によって揚水して沈砂槽に導水し、下水道法に定める下水排除基準以下に処理を行った後、公共下水道に放流する。

オ. 地下躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の躯体を基礎から順次上階に向けて構築する。各階の構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

カ. 地上躯体工事

宿泊施設等は地下躯体工事完了後、地上鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリート（工場などであらかじめ製造されたコンクリート製品）工事を開始する。プレキャストコンクリート資材の揚重には、クローラークレーン、タワーレーンを用いて行い、順次構築し、上階へ工事を進める。また、落下物対策として、建物の周りにシステム足場、ネットを設置する。

キ. 仕上・設備工事

躯体工事の完了した階から順次内装・設備工事、外装工事を実施する。仕上材料の荷揚げには、工事用エレベーター等を使用する。また、内装・外装工事で使用する塗料について、低VOC塗料の使用を検討するとともに、塗装工事に際しては、「東京都VOC対策ガイド〔建築・土木工事編〕」（平成25年6月 東京都環境局）等を参考にVOC（揮発性有機化合物）排出抑制対策を行う。

ク. 盛土・外構工事

主に躯体工事完了後に建物周辺の植栽、舗装等の盛土・外構工事を実施する。

「豊洲・晴海開発整備計画」に基づき、A. P. +6. 5m (T. P. +約5. 4m) の高さまで盛土を実施する。盛土は、適切に品質管理された良質土をダンプトラックで搬入した後、バックホウ、ブルドーザー等を用いて造成を行う。

(3) 工事用車両

宿泊施設等の建設に伴う工事用車両の主な走行ルートは、図 4. 2-4 に示すとおりである。

計画地周辺の道路の状況を踏まえ、工事用車両は、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り又は有明通り）及び東京都市計画道路幹線街路環状第二号線から、補助314号線を通り計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着手後20か月目であり、ピーク日において大型車1, 229台/日、小型車40台/日、合計1, 269台/日を予定している。

なお、工事車両の走行に関しては以下の配慮事項を実施する。

- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないよう、運転者への指導を徹底する。
- ・「晴海連合町会工事・協定書」については施工業者が決定した後、地元等と調整の上、尊重するよう施工業者に対する指導を徹底する。

(4) 建設機械

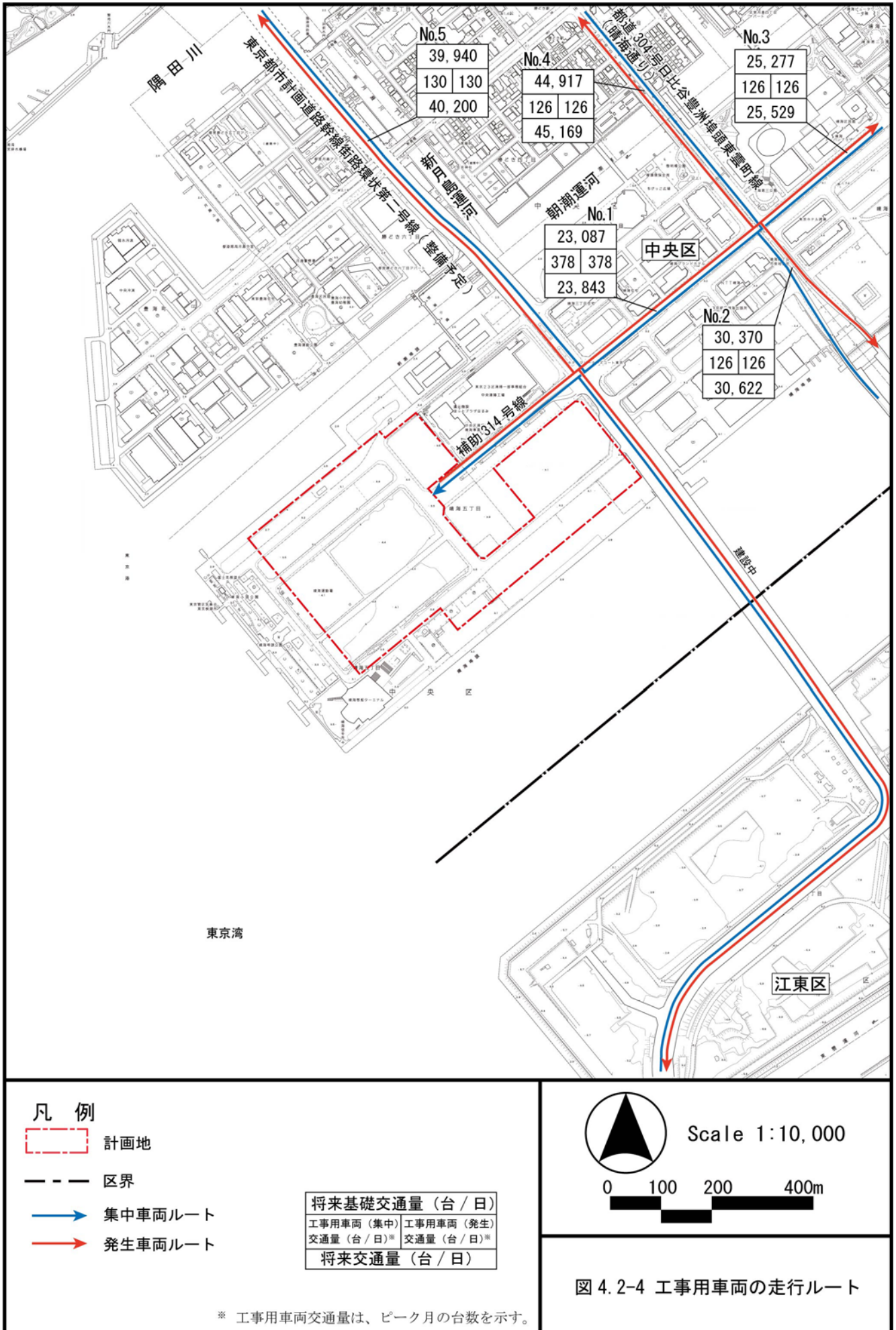
宿泊施設等の施工における各工種において使用する主な建設機械は、表 4. 2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不必要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.2-4 主な建設機械

工 種	主な建設機械
基盤整備工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン
準備・仮設工事	バックホウ
基礎工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	アースドリル掘削機、クローラークレーン ラフタークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ、クラムシェル
地下躯体工事	クローラークレーン、ラフタークレーン コンクリートポンプ車
地上躯体工事	クローラークレーン、タワークレーン(電動) コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
盛土・外構工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン コンクリートポンプ車

4. 選手村の計画の目的及び内容



4.2.7 使用の予定

選手村については、東京 2020 大会の開催までに整備され、大会期間中のみ使用される。

4.2.8 環境保全に関する計画等への配慮の内容

環境保全に関する計画等の配慮の内容は、表 4.2-5 に示すとおりである。

表4.2-5 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆大気汚染物質の更なる排出削減 ◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆生活環境問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図る。 ・工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図る。 ・工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
東京都廃棄物処理計画 <平成23年度-平成27年度> (平成23年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3R施策の促進 ・適正処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の建設発生土、建設廃棄物のうち、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行う。 ・供用後に発生する廃棄物については、発生量の削減と資源ごみの分別回収を徹底し、資源の有効利用及び廃棄物の減量化を図る。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の建設発生土、建設廃棄物のうち、再利用可能なものについては、積極的にリサイクルに努め、リサイクル困難なものについては、適正な処理を行う。
中央区環境行動計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で快適に暮らせるまちをつくる ◆自動車対策の推進 ◆近隣騒音・まちの美化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両については、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・工事用車両、関連車両については、駐車場内でのアイドリングストップの周知・徹底を図る。

4.2.9 計画の変更に伴う予測・評価の見直し

「4.2.4 計画の変更理由及び概要」に示したとおり、今回の計画の変更によって建物の配置や形状等が変わるため、表 4.2-6(1)及び表 4.2-6(2)に示すとおり予測・評価の見直しの必要性を検討した。

開催前における予測について、建物の配置や形状等の変更に伴って見直しの検討が必要となる環境影響要因は、「施設の建設（仮設除く）」、「工事用車両の走行（仮設除く）」、「建設機械の稼働（仮設除く）」、「建築物の出現（仮設除く）」である。評価書においてこれらの環境影響要因による予測を行った項目のうち、今回予測・評価の見直しが必要となる項目として、廃棄物、温室効果ガス、エネルギーの3項目を抽出した（予測・評価の見直しの詳細は、資料編 p.23 参照）。

表 4.2-6(1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの必要性
土壌	開催前	【土壌汚染物質の変化の程度】 【地下水及び大気への影響の可能性の有無】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
生物の生育・生息基盤	開催前	【生物・生態系の賦存地の改変の程度】 【新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
生物・生態系	開催前	【陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 【陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度】 【生育・生息環境の変化の内容及びその程度】 【生態系の変化の内容及びその程度】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
廃棄物	開催前	【廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等】 5-7街区の関連施設を建設することになり廃棄物の排出量等が変更となるため、予測・評価の見直しを行う。	○
エコマテリアル	開催前	【エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度】 5-7街区の関連施設を建設することになったがエコマテリアルの利用等に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 「見直しの必要性」において、「○」は見直し必要、「×」は見直し不要を示す。

表 4.2-6(2) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響 評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの 必要性
温室効果ガス	開催前	【温室効果ガスの排出量及びその削減の程度】 5-7 街区の関連施設を建設することになり温室効果ガスの排出量等が変更となるため、予測・評価の見直しを行う。	○
エネルギー	開催前	【エネルギーの使用量及びその削減の程度】 5-7 街区の関連施設を建設することになりエネルギーの使用量等が変更となるため、予測・評価の見直しを行う。	○
移転	開催前	【施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
交通渋滞	開催前	【交通量及び交通流の変化の程度】 5-7 街区の施工計画の変更に伴い、工事用車両の走行時期に変更が生じるが、全街区の工事用車両台数が最大となる時期に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
公共交通へのアクセシビリティ	開催前	【会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度】 5-7 街区の施工計画の変更が生じるが、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
交通安全	開催前	【交通安全の変化の程度】 5-7 街区の施工計画の変更が生じるが、公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 「見直しの必要性」において、「○」は見直し必要、「×」は見直し不要を示す。

4.3 選手村の計画の策定に至った経過

選手村が位置する晴海は、東京駅周辺や銀座等の都心と豊洲や有明等の臨海副都心を結ぶ地域に位置しており、築地、月島、勝どき、晴海、豊洲、有明一帯の東京臨海地域は、首都東京の玄関口として産業、環境、景観上重要な位置にあり、利便性を有したエリアである。

平成25年9月に東京2020大会の開催が決定し、晴海地区には同大会の選手村として宿泊施設等が整備されることとなった。

4. 選手村の計画の目的及び内容